

## あっせん・仲裁委員の候補者の指定等について

(趣旨)

あっせん・仲裁を行うあっせん委員及び仲裁委員の候補者を指定する。

### 1. あっせん委員及び仲裁委員の候補者の指定 (案)

平成29年9月1日において特別委員に再任されることを条件として、電気事業法第35条第3項（ガス事業法第107条第2項及び熱供給事業法第19条の2第2項において準用する場合を含む。）及び電気事業法第36条第3項（ガス事業法第107条第3項及び熱供給事業法第19条の2第4項において準用する場合を含む。）に基づき、あっせん委員及び仲裁委員の候補者となる委員会の委員その他の職員として、以下の者を指定する。

(特別委員)

- ・小宮山 涼一
- ・田中 誠
- ・堤 あづさ
- ・村上 政博
- ・若林 亜理砂

### 2. 仲裁委員の名簿 (案)

電気事業法施行令第9条（ガス事業法施行令第7条及び熱供給事業法施行令第5条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、仲裁委員の名簿を資料8-1のとおり作成する。